

約款

2016/01/04

ヘッジファンド証券株式会社

目次

○総合取引口座約款	2016年1月 4日改正
○保護預り約款	2016年1月 4日改正
○インターネット取引約款	2011年11月15日施行
○外国証券取引口座約款	2016年1月 4日改正
○書面等の電子交付取扱約款	2011年11月15日施行
○代金受取先指定取扱約款	2011年11月15日施行
○特定口座約款 <u>(法人口座の申込者には摘要ございません。)</u>	2016年1月 4日改正
○法人口座取扱約款 <u>(個人口座の申込者には摘要ございません。)</u>	2011年11月15日施行

■金融商品販売法に係る重要事項のご説明

総合取引約款

第1章 総合取引口座

第1条 (約款の趣旨)

この総合取引約款は、お客様（以下「申込者」という。）とヘッジファンド証券株式会社（以下「当社」という。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものであります。

第2条 (総合取引口座の利用)

申込者は、総合取引約款及び別に定める各約款に基づいて次の各号に掲げる取引をご利用いただけます。

但し、メール会員はご利用できません。

- (1) インターネット取引
- (2) 外国証券取引
- (3) 書面等の電子交付
- (4) 代金受取先指定方式
- (5) 特定口座取引

第3条 (総合取引口座のお申込み)

申込者は、当社所定の方法により、当社に総合取引口座を申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り総合取引口座を開始することができます。

2 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、いかなる理由があっても前項の承諾をしないものとします。なお、以下の各号に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

- (1) 申込者又は申込者の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合
- (2) その他、当社が取り決めるところに照らして不適合と判断した場合

3 当社が、申込者のお申込みを承諾した場合は、直ちに申込者の取引口座を開設いたします。（以下「総合取引口座」という。）

4 総合取引口座をお申込みいただく際、総合取引約款の各章に定めるところにご同意いただいたうえ、本章第2条（1）、（2）、（3）及び（4）の取引についても同時にお申込みをいただくものとします。

5 法人の申込者は前項に加え法人口座取扱約款にも同意いただくものとします。

第4条 (電子交付のお申込み)

電子交付のご利用は、「第4章 書面等の電子交付取扱約款」に定めるところに基づき、電子交付についてご理解いただき、その内容にご同意いただいたうえ、お申込みいただきます。

第5条 (本人確認書類の受入れ)

当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同法施行令・施行規則等に基づき、当社が定める本人確認書類を提出していただくなど、総合取引口座のお申込み者が申込者ご本人であることを確認させていただきます。

2 当社は、申込者に本人確認書類のご提出をいただけない場合、又は本人確認書類に記載された氏名、住所、生年月日と異なる内容での総合取引口座のお申込みはお受けできません。

第5条の2 (共通番号の届出)

申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出するものとします。

2 当社は、申込者に番号法その他の関係法令の規定に基づき当社が定める本人確認書類を提出していただくなど、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込

者の本人確認を行うものとします。当社で申込者の本人確認ができない場合、総合取引口座のお申込みはお受けできません。

第6条（お届け事項の変更）

氏名、住所、共通番号の変更など、当社へお届けいただいた事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きによって遅滞なく当社にお届けください。

2 お申し出があったときは、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、個人番号カードその他当社が必要と認める書類などをご提出いただきます。

第7条（総合取引口座のご解約）

総合取引口座は、以下の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) 申込者から、当社の定める方法により総合取引口座解約のお申出があったとき
- (2) 申込者が非居住者となり、居住者に復帰する見込みがなくなったとき
- (3) 申込者がこの約款の変更に同意しないとき
- (4) 法令諸規則などに照らし合理的な事由に基づき、当社が申込者に対し一定の猶予期間をおいて解約を申出たとき
- (5) 申込者が、当社との取引において脅迫的な言動又は暴力的な行為をした場合において、当社が解約を申し出た場合、その他やむを得ない理由により、当社が申込者との取引の継続が望ましくないと判断した場合において、当社が解約を申し出たとき
- (6) 申込者及び申込者の代理人が暴力団員、暴力団関係者又はいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、当社が解約を申し出たとき
- (7) 当社が総合取引口座に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき

第2章 ご購入及びご売却のお申込み

第8条（お申込みの受付）

ご購入及びご売却（以下「お取引」という。）は、申込者ご本人からお申込みをいただくほか、インターネット取引約款に定めるところに基づきお受けします。

2 受付時間、受付金額などお申込みに関するお取扱い方法は、当社が定める範囲といたします。

第9条（契約締結前交付書面の交付等）

投資信託の購入に係る申込みをいただくときは、あらかじめ、または同時に、当該投資信託の契約締結前交付書面（交付目論見書および目論見書補完書面）を交付し、受領されていることを当社所定の方法により確認させていただきます。なお、契約締結前交付書面の受領の確認が出来なかったときは、当該お申込みはお受けできません。

第10条（ご購入）

当社は、申込者よりあらかじめご購入申込みに係る金銭（手数料（税込）を含む）をお受けした場合にのみ、ご購入申込みを受けることができます。

2 当社は、申込者よりの金銭を当社で確認でき次第、当社ホームページ上の申込者専用ページ（以下「マイページ」という。）に反映させますので、反映後にご購入のお申込みができます。

第11条（ご売却）

当社は、申込者からご売却の申込みをお受けした場合、販売用資料および目論見書（交付・請求）に定めるところに基づき、売却を行います。

2 売却代金から、税金などを差し引いた金額をお支払いいたします。

第3章 金銭の取扱い

第12条 (ご入金)

お買付の申込みに係る金銭のご入金は、総合取引口座の開設時に、申込者ごとに当社が指定した金融機関口座に振り込む方法で行っていただきます。

- 金融機関口座への振込手数料は、申込者にご負担いただきます。

第13条 (お支払)

申込者へのお支払代金等は、当社に総合取引口座をお申込みいただく際、同時にお申込みいただいた代金受取先指定方式に基づき、当該金銭のお支払日に、お支払すべき金額を、お届けいただいた代金受取口座へ振込によってお支払いします。

第4章 報告・連絡

第14条 (契約締結時交付書面の交付等)

当社は、お申込みいただいたご購入又はご売却に係る取引が成立したときには、遅滞なく契約締結時交付書面（以下「取引報告書」という。）を申込者に交付いたします。

第15条 (取引残高報告書)

当社は、法令諸規則の定めるところに基づき定期的に、申込者のお取引内容及びお取引後当社において管理する投資信託の残高を記載した取引残高報告書を3ヶ月（直近に取引残高報告書を作成した日から1年間申込者との間でお取引が成立しておらず、または当該受渡しを行っていない場合であって、投資信託の残高があるときには、当該日から1年を経過する日）ごとに交付いたします。

- 取引残高報告書を交付した後、30日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、

取引残高報告書を受取られた場合は、速やかにその内容をご確認ください。

第16条 (電子交付サービスのご利用)

第14条及び第15条に定める取引報告書及び取引残高報告書については、書面等の電子交付取扱約款に定めるところに基づいて、交付することができます。

第17条 (お問合せ)

当社からの報告・連絡の記載内容等についてご不明な点があるときは、すみやかに当社へ直接ご照会ください。

第5章 雑則

第18条 (免責事項)

当社は、以下の各号に該当した場合に申込者に生じた損害については、その責を負いません。

- 当社ホームページの画面から入力されたID、ログインパスワード及び取引認証番号があらかじめ当社に登録されているID、ログインパスワード及び取引認証番号と一致していることを確認して当社がお取引を受け付けたとき
- また、前号に定めるところに基づき、申込者ご本人と相違すると当社が判断し、お取引を受け付けなかったとき、または金銭のお支払いをしなかったとき
- 天変地異、政変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖など、不可抗力と認められる事由により、総合取引約款に定めるお取引の実行、金銭の授受及び投資信託の寄託の手続き等の遅延又は不能となったとき
- 通信回線、通信機器、インターネット若しくはコンピューターシステムなどの障害若しくは瑕疵又は第三者による妨害、侵入若しくは情報改変などによって生じた伝達遅延、不能、誤作動又はそ

他の一切の不具合によって生じたとき

- (5) 申込者からのお取引のお申込みが、当社の重大な過失によらないシステム上の制限エラー、内容の瑕疵などにより実行されなかったとき

第19条（約款の変更）

総合取引約款の内容は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときには変更することがあります。

- 2 変更の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その内容をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。

保護預り約款

第1条（趣旨）

この約款は、ヘッジファンド証券株式会社（以下「当社」という。）とお客様（以下「申込者」という。）との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

第2条（保護預り）

当社は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款及び当社の指定する保管機関の定めるところによりお預かりします。

2 この約款に従ってお預かりした証券を以下「保護預り証券」といいます。

第3条（保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預かりします。

- (1) 保護預り証券については、当社において安全確実に、当社の指定する外国の保管機関等（以下「現地保管機関」という。）に保管します。
- (2) 保護預り証券については、現地保管機関において混蔵して保管します。

第4条（混蔵保管等に関する同意事項）

第3条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) お預かりした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。
- (2) 新たに証券をお預かりするとき又はお預かりしている証券を返還するときは、その証券のお預かり又はご返還については、同銘柄の証券をお預か

りしている他の申込者と協議を要しないこと。

第5条（共通番号の届出）

申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第5条の2（保護預り証券の口座処理）

「総合口座取引申込書」に記載された住所、氏名又は名称、個人の場合における生年月日、法人の場合における代表者の氏名等、及び前条の規定により届出た共通番号をもってお届出の住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。

第6条（保護預り証券の口座処理）

保護預りとしてお預かりする証券は、すべて同一口座でお預かりします。

第7条（申込者への連絡事項）

当社は、保護預り証券について、次の事項を申込者にお知らせします。

- (1) 最終償還期限
 - (2) 残高照合のためのご報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書によるご報告
- 2 残高照合のためのご報告は、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のためのご報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社のコールセンターに直接ご連絡ください。

3 当社は、前項の規定にかかわらず、申込者が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、申込者からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

第8条（償還金等の代理受領）

保護預り証券の償還金の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

第9条（保護預り証券の返還）

当社が指定する保管機関においてお預かりしている証券の返還は、次の場合を除き、原則として、ご請求には応じられません。

- (1) 保護預り証券を売却される場合
- (2) 当社が第8条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

第10条（届出事項の変更手続き）

お届事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「運転免許証」、「健康保険証」、「印鑑証明書」「個人番号カード」等の書類をご提出していただきます。

2 前項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

第11条（解約）

次にあげる場合は、契約は解約されます。

- (1) 申込者から解約のお申出があった場合
- (2) 第14条に定めるこの約款の変更に申込者が同意されない場合
- (3) 申込者が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (4) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
- (5) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- (6) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

第12条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に関しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。

第13条（免責事項）

当社は、天変地変、政変等の不可抗力の場合により第9条で規定された行為について遅延が生じた損害については、その責を負いません。

第14条（この約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

第15条（個人情報等の取扱い）

米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の（１）、（２）又は（３）に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- （１）米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- （２）米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- （３）FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

インターネット取引取扱約款

第1条（規定の趣旨）

この約款は、ヘッジファンド証券株式会社（以下「当社」という。）の総合取引約款第2条及び第3条に定めるインターネット取引（メール会員含む）（以下「本サービス」という。）に基づき、お客様（以下「申込者」という。）ご本人のご利用に関する取決めです。

第2条（本サービスのご利用）

以下の各号のすべてに該当する場合に、申込者は本サービスをご利用いただくことができます。但し、メール会員は、ご利用できる操作内容に制限があります。

- (1) 当社に総合取引口座を開設いただいている場合
- (2) 申込者が、本サービスをご利用されるのに必要な通信機器及びその他のシステム機器を保有されているか又はご利用可能であり、かつ本サービスをご利用いただくのに必要なネットワーク回線・通信回線及びその他の通信手段がご利用可能であること
- (3) (1)のうち次に該当する申込者は本サービスをご利用いただくことはできません。
 - ① 未成年の申込者
 - ② その他、当社が取決めるところに照らして本サービスをご利用いただくことが不適格と判断した場合

第3条（サービス内容）

申込者は、本サービスを利用して、当社が別途定める投資信託の募集及び売却のお申込みを行うことができます。

- 2 当社は、申込者にあらかじめご通知することなく、本サービスの内容を変更することができます。

第4条（ログインパスワードの決定とお取引専用の取引認証番号の交付）

申込者に対し、当社所定の手続きにより、ログインパスワードは、WEB上で自ら決定していただき、また、お取引専用の取引認証番号は、郵送により交付いたします。

第5条（ログインパスワードと取引認証番号の管理）

取引認証番号の管理は、申込者ご本人の責任において厳重に管理してください。万一、失念された場合は、当社にご連絡ください。

- 2 当社の役職員は、いかなる場合においても申込者に取引認証番号をお聞きすることはありません。

第6条（お取引の受け付け）

本サービスのご利用は、当社ホームページにログインのうえ、申込者ご本人で、画面の指示に従ってお取引の入力をしていただきます。

- 2 申込者がお取引を入力され、当社がその入力を受信した時点で当該お取引の受け付けを行ったものとさせていただきます。
- 3 申込者のお取引の内容が、この規定に定める事項に反している場合は、当該お取引をお受けすることはできません。
- 4 本サービスを利用して申込者ご本人がお取引の入力をされて、当社が当該お取引をお受けした場合において、その内容が申込者の意図しないものであっても、申込者ご本人の意思に基づくお取引があったものとみなします。

第7条（本人認証）

本サービスでのお取引は、申込者にお届けいただいたID、当社があらかじめご通知したログインパスワード及び取引認証番号と申込者が入力されたID、ログインパスワード及び取引認証番号が一致した場合のみご利用いただけます。

- 2 申込者が、間違った取引認証番号を当社が定める回数、連続して入力された場合、申込者は本サービスを

ご利用いただけなくなります。この場合は当社までご連絡ください。

第8条（お取引の取消）

申込者が本サービスを利用して行われたお取引は、当社が定める時間内及び範囲に限り取消が行えるものとします。

- 2 また、取消は、申込者ご本人で当社ホームページから入力していただくものとし、原則として電話等ではお受けいたしません。

第9条（お取引の照会）

申込者のお取引内容は、本サービスにより照会していただくことができます。

- 2 申込者がお取引の入力をされた場合は、必ず本サービスの照会画面によりご自身でお取引内容の確認を行ってください。

第10条（ご利用の解約）

本サービスは、以下の各号のいずれかに該当したときに、解約されるものとします。

- (1) 申込者が、総合取引口座を解約された場合
- (2) やむを得ない事由により、当社が本サービスの利用中止を申出た場合

第11条（本サービスの一部又は全部の停止）

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、申込者にあらかじめ通知することなく、本サービスの一部又は全部の提供を停止することがあります。

- (1) 本サービスの緊急点検の必要性又はその他の理由が発生した場合
- (2) その他、当社が必要と認めた場合

第12条（免責事項）

当社は、以下に定める事項の他、総合取引約款 第18条に定めるところにより生じた申込者の損害に

ついてはその責を負わないものとします。但し、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

- (1) 第3条第2項に定める本サービスの内容変更により生じた申込者の損害
- (2) 盗難、盗聴などにより取引認証番号が漏洩し使用された取引に係る損害
- (3) 第5条に定める取引認証番号の変更手続き以前に生じた損害
- (4) 申込者のお取引内容が、この約款に定める事項に反しているとして、当社がお取引を実行しなかった場合に申込者に発生した損害
- (5) 本サービスを利用して申込者ご本人がお取引の入力をされて、当社が当該お取引をお受けした場合において、その内容が申込者の意図しないものであった場合の損害

外国証券取引口座約款

第1章 総則

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（以下「申込者」という。）と当社との間で行う外国証券（日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

- 2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」という。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」という。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

第2条（外国証券取引口座による処理）

申込者が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」という。）により処理します。

第3条（遵守すべき事項）

申込者は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」という。）、日本証券業協会及び決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいう。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいう。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下「国等」という。）の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第2章 外国証券の国内委託取引

第4条（外国証券の混蔵寄託等）

申込者が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。）は、混蔵寄託契約により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権（以下「振替証券」という。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。

- 2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混蔵寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。

- 3 前項により混蔵寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」という。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」という。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。
- 4 申込者は、第1項の寄託又は記録若しくは記載については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第4条の2（寄託証券に係る共有権等）

当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混蔵保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。

- 2 寄託証券に係る申込者の共有権は、当社が申込者の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券に係る申込者の権利は、当社が申込者の口座に振替数量を記載又は記録した時に移転します。

第5条（寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付）

申込者が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関（以下、「当社の保管機関」という。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又は申込者に交付します。

- 2 申込者は、前項の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第6条（上場廃止の場合の措置）

寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えま

- 2 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして取り扱います。

第7条（配当金等の処理）

寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかず交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。

- (2) 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が

所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。)が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。)の場合、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。

a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株(外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては1口(投資法人債券に類する外国投資証券等にあつては1証券)、カバードワラントにあつては1カバードワラント、外国株預託証券にあつては1証券。以下同じ。)未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあつては投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあつてはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。)を通じ申込者あてに支払います。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の

時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。

(3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。

(4) 第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

2 申込者は、前項第1号に定める配当金、同項第2号a及びbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭(以下「配当金等」という。)の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。

3 配当金等の支払いは、すべて円貨により行います(円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。)

4 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行(第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあつては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。)が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場(当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあつては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場)によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、

外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。

- 5 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、申込者の負担とし、配当金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。
- 6 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。
- 7 決済会社は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

第8条（新株予約権等その他の権利の処理）

寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

（1）新株予約権等が付与される場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。

a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

申込者が所定の時限までに新株式（新たに割り当てられる外国株券等をいう。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式

の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。

b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。

（2）株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる新株式は、決済会社を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。

（3）寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配さ

れる株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとし、ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとし、

(4) 前3号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。

(5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。

(6) 第1号の払込代金及び第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとし、

第9条 (払込代金等の未払い時の措置)

申込者が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、申込者の当該債務を履行するために、申込者の計算において、当該引受株券の売却契約等を締結することができるものとし、

第10条 (議決権の行使)

寄託証券等(外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。)に係る株主総会(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券等に係る投資主総会及び投資法人債権者集会を含む。以下同じ。)における議決権は、申込者の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。

2 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとし、

3 第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとし、

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとし、

第10条の2 (外国株預託証券に係る議決権の行使)

外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、申込者の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。

2 前条第2項の規定は、前項の指示について準用するものとし、

3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国

株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めるものとします。

第11条（株主総会の書類等の送付等）

寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除く。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあつては所有者）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が申込者の届け出た住所あてに送付します。

2 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

第12条（売買注文の執行地及び執行方法の指示）

申込者の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内で申込者があらかじめ指示するところにより行います。

第13条（注文の執行及び処理）

申込者の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- (2) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- (3) 国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。
- (4) 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
- (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時交付書面等を送付します。

第14条（受渡日等）

取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。
- (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して4営業日目とします。
- (3) 前号の規定にかかわらず、申込者が当社との間で行う外国投資信託受益証券の取引については、受益証券の申込または買戻し注文の成立を当社が確認した日（通常、毎月第8営業日目）を国内における約定日かつ受渡日とします。具体的な約

定日および受渡日の定めは、当社のWebサイト
(<http://hedgefund-sec.com/>) 「売買カレンダー」の項目に記載し公表するものとします。現地における約定日は、国内における約定日および受渡し日が属する月の第1営業日または投資運用会社が、受託会社と協議の上随時定めるその他の日とします。

第15条 (外国証券の保管、権利及び名義)

当社が申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社は、申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。
- (2) 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
- (3) 申込者が有する外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された場合には、申込者は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。
- (4) 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。
- (5) 第3号の場合において、申込者は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。

- (6) 申込者が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。
- (7) 申込者が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者としません。
- (8) 申込者が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
- (9) 申込者は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
- (10) 申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。

第16条 (選別基準に適合しなくなった場合の処理)

外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当社は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその売却の取次ぎに応じます。

第17条 (外国証券に関する権利の処理)

当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当

社が代わって受領し、申込者あてに支払います。
この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。

- (2) 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。
- (3) 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (4) 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (5) 外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (6) 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。
- (7) 第1号に定める果実に対し我が国以外において

課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

第18条 (諸通知)

当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、申込者に次の通知を行います。

(1) 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知

(2) 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知

(3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知

- 2 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、申込者の希望した場合を除いて当社は送付しません。

第19条 (発行者からの諸通知等)

発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間(海外CD及び海外CPについては1年間)保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が送付を希望した場合は、申込者に送付します。

- 2 前項ただし書により、申込者あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度申込者が当社に支払うものとします。

第20条 (諸料金等)

取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。

(1) 外国証券の外国取引については、我が国以外の

金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第14条第2号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとしします。

(2) 外国投資信託証券の募集及び売出し又は私募に係る取得の申込みについては、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までに申込者が当社に支払うものとしします。

2 申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度申込者が当社に支払うものとしします。

第21条 (外貨の受払い等)

外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

第22条 (金銭の授受)

本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨(当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。)によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第17条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については当社がその全額を受領を確認した日としします。

第4章 雑則

第23条 (取引残高報告書の交付)

申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとしします。ただし、申込者が請求した場合

には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとしします。

2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとしします。

3 当社は、当社が申込者に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取り残高報告書を交付することがあります。

第24条 (共通番号の届出)

申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出するものとしします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとしします。

第24条の2 (届出事項)

申込者は、住所(又は所在地)、氏名(又は名称)、印鑑及び共通番号等を当社所定の書類により当社に届け出るものとしします。

第25条 (届出事項の変更届出)

申込者は、当社に届け出た住所(又は所在地)、氏名(又は名称)、共通番号等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとしします。

第26条（届出がない場合等の免責）

前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

第27条（通知の効力）

申込者あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取り扱うことができるものとします。

第28条（口座管理料）

申込者は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を当社に支払うものとします。

第29条（契約の解除）

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) 申込者が当社に対し売却の申出をしたとき
- (2) 申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
- (3) 第32条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しないとき
- (4) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が売却を申し出たとき
- (5) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、売却を申し出たとき
- (6) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し売却の申出をしたとき

2 前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める

方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、申込者の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

第30条（免責事項）

次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- (2) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (3) 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

第31条（準拠法及び合意管轄）

外国証券の取引に関する申込者と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、申込者が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。

2 申込者と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

第32条（約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるとき

は、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

第33条（個人データの第三者提供に関する同意）

申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。

- （1）外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果实に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
- （2）預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果实に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
- （3）外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」という。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関
- （4）外国証券の売買を執行する我が国以外の金融

商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関

- （5）米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

書面等の電子交付取扱約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、ヘッジファンド証券株式会社(以下「当社」という。)からお客様(以下「申込者」という。)へ交付すべき書面を、書面による交付に代えて、書面に記載すべき事項を電子情報処理組織及び情報通信の技術に係るものと、申込者又は申込者が契約している計算センターを利用して申込者に交付する取扱いについて定めるものです。

- 2 申込者が電子交付及びこの約款を承諾した場合、この約款と同内容の合意が当社と申込者の間に成立するものとします。

第2条 (電子交付)

電子交付とは、電子情報処理組織を用いた書面の記載すべき事項の申込者への提供のうち、当社ホームページ上のマイページに記載事項を記録し、申込者による閲覧を可能とすることを以て書面交付に代える交付方法をいいます。申込者が、電子交付及びこの約款を承諾された場合、申込者は、マイページで書面の記載事項を閲覧することができます。

- 2 前項にかかわらず、申込者の使用するコンピューター、電気通信回線の故障その他やむを得ない事情がある場合は、申込者の申出により、電子メール又はファックス送信により、対象書面を交付するものとします。但し、ファックス送信による交付の場合、申込者への電話確認等により受信確認ができなかったときは、交付がなかったものとします。

第3条 (電子交付する書面)

当社が、電子交付する書面は以下に掲げるものとします。

- (1) 取引報告書
- (2) 取引残高報告書
- (3) 目論見書

- (4) 目論見書補完書面
- (5) 運用報告書
- (6) 契約締結前交付書面
- (7) 特定口座年間取引報告書
- (8) その他当社が定めるもの

第4条 (電子交付の承諾)

申込者は、総合取引口座開設時又は申込時に当社ホームページ上のマイページで、この約款の内容をご理解いただいたうえで、電子交付を承諾いただきます。なお、電子交付の承諾は、第3条の書面について一括して行なっていただきます。

第5条 (当社の都合による書面の書面交付)

申込者が電子交付を承諾された後でも、当社の都合により、電子交付によらず、書面で交付させていただく場合があります。その場合、電子交付は行われません。

第6条 (電子交付の方法)

電子交付による書面は、PDFの形式により提供いたします。電子交付を受けるには、ご利用いただくコンピューターのOS、CPU、WEBブラウザ等が当社の推奨する環境に適合していることを前提といたします。またPDF形式による書面の記載事項をご覧いただくため、申込者には、あらかじめAcrobat Readerの最新バージョンを使用していただくことを同意していただきます。Acrobat Readerはインターネットでダウンロードできます。なお、ご利用いただいているAcrobat Readerがバージョンアップした場合でも、電子交付は継続しますので、バージョンアップしたものをダウンロードしていただきます。

第7条 (マイページで確認できる事項)

申込者は、マイページで電子交付による書面の記載事項を閲覧できるほか、電子交付の申込状況、電子交

付による書面の記載事項の交付履歴を確認できます。

第8条（電子交付による記載事項の提供可能日及び終了日）

電子交付による書面の記載事項の提供可能日及び終了日は、書面ごとに異なりますので、当社ホームページ上に表示するところによります。

第9条（電子交付の記録日）

電子交付による書面の記載事項を当社ホームページ又はマイページに記録する日は、書面ごとに異なりますので、当社ホームページ上に表示するところによります。

第10条（電子交付期間中の取扱い）

当社は、電子交付の取扱いをさせていただき期間中は、書面による交付は原則行いません。従って、書面で保管される必要がある場合、申込者ご自身で印刷していただきます。

第11条（電子交付の内容等の変更）

当社は、電子交付による書面の記載事項の提供が可能となる日、終了する日及びマイページに記録する日など、電子交付の内容その他この約款の内容について、電子交付を承諾された申込者の利用に支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社ホームページ上に掲載し、又は同意を得ることなく、変更を行うことができるものとします。

第12条（当社都合による電子交付の一時停止）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要な事態が発生した場合、一旦電子交付を停止し、書面の現物を書面交付することがあります。

第13条（電子交付の終了）

当社は、第6条に定める電子交付の方法について、

電子交付を承諾された申込者の利用に際し支障をきたし若しくは支障をきたすおそれがあると思われる変更が行われた又は行われる場合には、当社は申込者に対し、変更後の方法を含むこの約款の改定版を当社ホームページ上に掲載したうえで、変更後の方法による再契約を申出るものとし、当社は既に交わされている契約を一括して又は書面ごとに申込者の同意を得ることなく売却することができます。但し、Acrobat Readerがバージョンアップした場合は、第6条に基づき契約は継続します。

第14条（免責事項）

当社は、次に掲げる事由により生じる申込者の損害については、免責されるものとする。

- (1) 通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器の障害、瑕疵又はこれらを通じた情報伝達システム等の障害、瑕疵等により電子交付を利用できなくなったことにより生じた損害
- (2) 天変地異、政変、同盟罷免等により電子交付の提供が遅延し、又は不能になったことにより生じた損害

代金受取先指定取扱約款

第1条（目的）

この約款は、ヘッジファンド証券株式会社（以下「当社」という。）がお客様（以下「申込者」という。）に支払うこととなった金銭を申込者があらかじめ指定する代金受取口座に振込む方式の取扱いを定めたものです。

第2条（申込方法）

申込者は、当社の総合取引口座のお申込時に、当社所定の方法により申込むものとし、かつ当社が承認した場合に当方式を利用できるものとします。

第3条（口座名義）

申込者があらかじめ指定した代金受取口座は、当社における申込者の総合取引口座の名義人と同一人に限らせていただきます。

第4条（代金受取金融機関口座の変更）

代金受取口座を変更されるときは、当社の定める方法により届け出ていただきます。

2 前項の取扱いは、第2条及び第3条に準じて行うものとします。

第5条（事務取扱手数料）

申込者の代金受取口座への振込みにあたり、当社が定めるところに基づき、申込者に所定の手事務取扱手数料をご負担いただくことがあります。

第6条（免責事項）

当社は、申込者からの指示に係る代金受取口座への振込手続実行をもって免責されるものとし、当該振込実行後の当該売却代金等に関しては何らの責任を負わないものとします。

特定口座約款

第1条 (趣旨)

この約款は、総合取引口座を開設しているお客様(以下「申込者」という。)が、租税特別措置法に定める特定口座に関する権利義務関係を明確にすることを目的にします。

第2条 (申込方法等)

申込者は、当社に特定口座を開設される際には、あらかじめ、当社に対し、租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書の必要事項を告知または記載し、これに署名・捺印のうえ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律並びに犯罪収益移転防止法に定める本人確認書類又はその写しを添えて申込みいただきます。

- 2 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、当社に対し、租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を希望しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡をした後は、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。

第3条 (特定保管勘定における保管の委託)

特定口座に係る上場株式等の保管の委託は、特定保管勘定において行います。

第4条 (特定口座を通じた取引)

当社は、特定口座を開設された申込者が当社との間

で行う上場株式等の取引に関しては、申込者から特に申し出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

第5条 (所得金額等の計算)

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3、租税特別措置法第37の11の4、及び関係法令の定めに基づき行います。

第6条 (特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)

当社は、申込者の特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。但し、当社が取扱う外国投資信託受益権に限りません。

- (1) 申込者が特定口座開設届出書の提出後に、当社から取得した上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れる上場株式等
- (2) 当社が取扱う上場株式等の募集により取得した上場株式等
- (3) 申込者が贈与、相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社に開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等(引き続き当該特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録されているものに限りません。)による方法で受け入れるもの
- (4) 申込者が、特定口座内保管上場株式等につき、外国投資信託の受益者がその外国投資信託の併合(当該外国投資信託の受益者に併合に係る新たな外国投資信託の受益権のみが交付されるもの)に限り、当該外国投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを除きます。)により取得する新たな外国投資信託の受益権で、特定口座の受け入れを、振替口座簿への記載又は記録する方法により行うもの

(5) 申込者が、出金口座（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項に定める出金口座をいいます。

以下同じ。）に係る振替口座簿に記載又は記録されている上場株式等で、申込者からの出金口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出金口座から特定口座への振替により、そのすべてを受け入れるもの

(6) 前各号のほか租税特別措置法施行令に基づき定められる上場株式等

第7条（譲渡の方法）

申込者は、特定保管勘定に係る振替口座簿に記載若しくは記録されている上場株式等の譲渡については、当社に対して譲渡する方法その他租税特別措置法施行令に基づき定められる方法により行います。なお、上場株式等の譲渡には、租税特別措置法第37条の10第4項に定められる譲渡とみなされる場合を含みます。

第8条（特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部又は一部払出しがあった場合には、当社は、申込者に対し、当該払出しを行った当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は情報通信技術を用いる方法により通知します。

第9条（特定口座内保管上場株式等の振替）

申込者は、当社の特定口座内保管上場株式等を当社以外の金融商品取引業者等の特定口座への振替を行うことはできない。

第10条（贈与、相続又は遺贈による特定口座への振替による受け入れ）

第6条第3号に係る振替は、租税特別措置法施行令

第25条の10の2第15項第3号又は第4号及び第16条から第18号の定めるところにより行います。

第11条（特定口座年間取引報告書の送付）

当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7号に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年1月31日までに申込者に交付します。但し、特定口座に係る契約が売却されたときは、その売却された日の属する月の翌月末日までに交付します。

第12条（地方税の徴収方法）

申込者が特定口座源泉徴収選択届出書を提出された場合には、地方税法第71条の51の定めるところにより、株式等譲渡所得割を特別徴収します。

第13条（届出事項の変更）

特定口座開設届出書の提出後に、氏名又は名称、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を記載した租税特別措置法施行令第25条の10の4に定める特定口座異動届出書を提出してください。その変更が氏名若しくは名称又は住所、個人番号に係るものであるときは、同条第1項に定める書類により、当該変更事項の確認を行います。

2 特定口座源泉徴収選択届出書を提出されている場合で、当該源泉徴収の廃止を希望される場合は、その年最初の特定口座内上場株式等の譲渡のとき、若しくは、その年に上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領するときまでに、特定口座源泉徴収廃止届出書を提出してください。

第14条（特定口座の廃止）

次の各号のいずれかに該当する場合、契約は解約され、当該売却に伴い申込者の特定口座は廃止されます。

(1) 申込者から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があった場合

- (2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続又は遺贈の手続きが完了した場合
 - (3) 申込者が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（この場合、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 1 項により、特定口座廃止届出書の提出があったものとみなします。）
 - (4) 申込者の特定口座において特定口座内保管上場株式等を有しないこととなった日、又は、特定上場株式配当等勘定において最後に上場株式等の配当等を受領した日のいずれか遅い日から 2 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間（以下「届出期間」といいます。）に当該特定口座における振替口座簿への上場株式等の記載又は記録が行われなかった場合（この場合、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 3 項により、その翌年 1 月 1 日（以下「基準日」といいます。）に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなします。）
 - (5) 申込者がこの約款に違反した場合
 - (6) 申込者が総合取引口座を解約した場合
 - (7) 申込者がこの約款の変更に同意されない場合
 - (8) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合
- 2 前項第 4 号にかかわらず、申込者が届出期間内に租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 4 項に定める特定口座取引継続届出書を提出された場合には、基準日から 2 年を経過する日まで特定口座は廃止されません。

第 15 条（出国外口座）

前条第 1 項第 3 号に該当することとなる申込者が、出国前に当社に開設されている特定口座にかかる特定口座内保管上場株式等のすべてにつき、出国後引き続き当社に開設されている出国外口座にかかる振替口座簿に記載又は記録をされ、かつ帰国後に再び当社に開設

される特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録されようとするときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項に定める要件を満たす場合に限り、帰国後に当社に再び開設される特定口座に当該上場株式等を振替することができます。

第 16 条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税法その他の法令諸規則及び当社の定めるところにより取扱います。

第 17 条（免責事項）

当社は、申込者が第 13 条の届け出を怠ったことその他の当社の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い又はこの約款の変更等に関し申込者に生じた損害については、その責めを負いません。

第 18 条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する又は申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を当社の定める方法により申込者に通知します。この場合、当社所定の期日までに異議のないときは、この約款の改定に同意されたものとして取扱います。

第 19 条（合意管轄）

申込者と当社の間この約款に係る訴訟については、当社の本店を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

法人口座取扱約款

第1条 (目的)

この約款は、お客様（以下「申込者」という。）とヘッジファンド証券株式会社（以下「当社」という。）に設定された取引口座で行われるインターネット取引、及びそれに付随する業務の取扱いに関し、申込者と当社の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条 (申込方法)

申込者は、この約款のほか「総合取引約款」その他の当社の定める約款・約款に基づき、口座開設申込及び取引等を行うものとする。

第3条 (約款の例外)

この約款と「総合取引約款」との間に抵触する約款がある場合は、この約款が優先するものとします。

第4条 (取引責任者等)

申込者は、当社の口座開設を申込み場合には、取引及び取引に付随する行為について法人代表者により代理権を付与されたご担当者（以下「取引責任者」という。）を当社に届け出るものとします。

2 取引責任者は法人の役職員である個人1名とします。但し、法人代表者自身を取引責任者として選任することもできます。

3 申込者は、第1項の届出に際し、当社が定める確認書類を提出するものとします。

4 申込者の行う取引等は、全て代理人である取引責任者が行うものとします。

5 申込者は、当社が定める方法により、当社が申込者に対して発行した口座番号、申込者の指定したログインパスワード、及び取引認証番号を取引責任者以外の第三者への開示または貸与により取引口座を利用することはできません。

6 当社が取引認証番号の一致を確認した場合は、取引等は口座名義人である申込者によってなされたものとします。

第5条 (届出事項の変更)

申込者は、取引口座開設後、名称変更、移転、並びに代表者、取引責任者など、届出事項等について変更があるときは、遅滞なくその内容を当社へ届け出るものとします。

2 前項の場合、申込者は当社が定める必要な書類を提出するものとします。

第6条 (解約)

当社は、申込者が総合取引約款第8条に定めるほか、次の各号のいずれかに該当した場合、取引口座を解約できるものとします。

- (1) 破産手続開始、特別清算開始、会社整理開始、再生手続開始、会社更生手続開始の申立があったとき
- (2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
- (3) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受けた場合
- (4) 支払を停止したとき
- (5) 手形交換所の取引停止処分をうけたとき
- (6) 前各号のほか、申込者の財産状態が悪化し、その信用状況に著しい変化が生じたとき

第7条 (約款の変更)

この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他事由が生じたときには変更することがあります。

2 変更の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その内容をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。

金融商品販売法に係る重要事項のご説明

「金融商品の販売等に関する法律」により、金融商品取引業者等は、お客様に金融商品をご購入いただく際に、同法律で必要とされている重要事項（リスク）について説明することが義務づけられております。つきましては、当社が取り扱う外国投資信託に係る投資リスクなどの重要事項につきまして以下のとおりご説明致します。申込者におきましては、取扱商品の投資信託説明書（交付目論見書及び目論見書補完書面）をご覧になり、十分にご理解のうえ、お申込みを行っていただきますようお願いいたします。

当社の取扱商品は、ヘッジファンドであり、皆様の投資元本は保証されているわけではなく、基準価額の下落のほか、様々なリスクにより損失を被り、投資元本が割り込むことがあります。

ヘッジファンドに投資することに伴うリスクはお客様のご負担となり、ヘッジファンドへの投資による損益も全てお客様に帰属することをご十分にご理解下さい。

【ヘッジファンドの基準価額の主な変動要因】

「価格変動リスク」「流動性リスク」「カウンターパーティーリスク」などがあります。

販売する金融商品の具体的な内容、リスク、費用及び手数料（税込）につきましては、当社ウェブサイトにてその詳細をご説明してまいりますので、よろしくご高覧下さい。

ヘッジファンド証券株式会社（ 0120-337-104 ）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-2-1 霞が関コモンゲート西館 32 階

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）2580 号 加入協会 日本証券業協会